

1. 令和元年第3回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和元年12月9日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 一般質問
- 日程3 議案第76号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程4 議案第77号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程5 議案第78号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第79号 郡上市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第80号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程8 議案第89号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程9 議案第90号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の指定管理者の指定
について
- 日程10 議案第91号 日本まん真ん中温泉 子宝の湯の指定管理者の指定について
- 日程11 議案第92号 明宝温泉 湯星館及び郡上市明宝食材供給施設の指定管理者の指定につ
いて
- 日程12 議案第93号 財産の取得について
- 日程13 議案第94号 財産の無償譲渡について（八幡町初音地内）
- 日程14 議案第95号 財産の無償譲渡について（美並相戸公民館）
- 日程15 議案第97号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江

9番	兼山 悌孝	10番	山田 忠平
11番	古川 文雄	12番	清水 正照
13番	上田 謙市	14番	武藤 忠樹
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	青木 修
教育長	熊田 一泰	市長公室長	日置 美晴
総務部長	乾 松幸	市長公室付部長	置田 優一
健康福祉部長	和田 美江子	農林水産部長	五味川 康浩
商工観光部長	遠藤 正史	建設部長	尾藤 康春
環境水道部長	馬場 好美	郡上偕楽園長	松井 良春
教育次長	佃 良之	会計管理者	臼田 義孝
消防長	桑原 正明	郡上市民病院 事務局長	古田 年久
国保白鳥病院 事務局長	川尻 成丈		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	大坪 一久	議会事務局 議会総務課 主 任	岩田 亨一
議会事務局 議会総務課 課長補佐	竹下 光		

◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。議員各位には出務御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、11番 古川文雄君、12番 清水正照君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（兼山悌孝君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えくださいますようお願いいたします。

◇ 美谷添 生 君

○議長（兼山悌孝君） それでは、18番 美谷添生君の質問を許可いたします。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。朝の一番というのはなかなか気持ちのいいものでありますが、準備不足の点もありますけれども、よろしくをお願いいたします。

今回は、水道事業と森林の保全と活用という2点につきまして質問をいたしたいと思います。

初めに、水道についてであります。郡上市は合併前より、厚生労働省、農林水産省、国土交通省等のさまざまな事業を取り入れ、上下水道の整備を積極的に進めてきていただいております。現在では、市内全域にわたり、一部を除き、できるところはおおむねといいますか、ほとんど完了をいたして、水道につきましてはもう更新をしていかなければならないというような時期になっております。そこで、郡上市議会でも9月の定例会に水道事業の財政支援の強化等を求める意見書を採択し、国に提出をしたところであります。

そこで、水道事業でありますけれども、上水道、簡易水道、飲料水供給施設等のいろんな方法で

国の事業の採択を受け、それぞれの地域で整備がなされてきております。ところが、現在、市内1水道ということになりました。

水道事業の更新計画等については17番議員が後ほど質問を予定されておりますので、私のほうからは上水道施設の統合、1つになった理由とメリットがあれば、そのことについてだけお答えをいただきたいと思います。どうかよろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） それでは、お答えをします。

水道事業は、人口減少等による水道料金収入の減、水道施設の老朽化による更新事業の拡大、水道の技術職員の不足などが全国的な共通の経営課題となっております。

郡上市においては、平成24年度より、浄水場等の施設の更新・統合を推進しました。八幡上水統合、八幡南部統合、大和中央統合、白鳥東部統合、高鷲北部統合、高鷲南部統合の統合事業の完成により、市内に59施設あったものを40施設に集約することができました。これにより、職員数の減少に対応した効率的な維持管理が可能となったほか、人口減に対応した集約的な施設への更新・統合により、更新費用はもちろんのこと、維持管理費につきましても削減できたものと思っております。維持管理費につきましては、この統合をすることによって、年でございますが、2,000万円の削減効果が出ております。

水源の水質等の状況についても、水源水量の減少、水源の水質悪化等の課題がありました。施設統合により水源及び浄水施設の整備を行い、安定した水源水質の確保ができました。

今後は、浄水場等の施設の更新が一段落しましたので、耐用年数の到来を見据え、耐震化を兼ねた計画的な管路の更新を行っていく予定となっておりますので、よろしく申し上げます。

（18番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ただいま年間2,000万円の統合によるメリットがあるという報告でありましたし、水は命の源でもありますし、人間が生活する上でどうしても欠かすことのできない重要なものでありますので、今後とも市民生活に支障が出ないように、また、快適な生活ができるよう、水道事業のさらなる充実を要望いたしておきます。

次に、下水道についてお伺いをいたします。

水源地域である郡上市では、合併前より、下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業等を積極的に取り組み、現在、整備率が97%というふう聞いておりますので、もうやるところがないと、できるところは大体完了したという状況であろうかと思えます。

下水道の整備の早期完了のために、さまざまな国の補助事業等の採択を受けて建設した結果であ

りますけれども、その反面、処理施設がたくさんつくられたという現実があります。

そこで、市では、下水処理区の統廃合により、経営の健全と安定化を目指すとして、下水道の統合による経費節減等について試算がされているようではありますが、下水道の統合整備事業についての概要についてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） お答えをします。

郡上市ではこれまでに、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各事業の特性を生かした効率的な生活排水施設の整備を進め、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に努めてまいりました。

しかし、継続する人口減少や市民意識の変化による節水型社会への移行により、下水道使用料金収入の減少が見込まれるなど、下水道事業を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっており、下水道事業を将来にわたり持続可能なものとするため、下水処理区の統廃合による事業のスリム化を実施し、経営の健全化・安定化を目指しております。

事業計画については、令和元年度から令和7年度の7年間で9つの農業集落排水施設と1つの集合処理施設を隣接する公共下水道施設——特定環境保全公共下水道処理施設に統合しまして、現在37ある施設から27施設への集約化を図ります。統合順位につきましては、令和元年度より向小駄良、令和2年度に二日町、中西、令和3年度に赤池、円山地区、令和4年度には中桐、令和5年度にくじ本、三日市、令和6年度に相戸、令和7年度に、最終年度になりますが、白鳥東部を統合する予定としており、経費削減額は岐阜県汚水処理施設整備構想市町村マニュアルによるものでございますが、年でございますが、約1億円と試算されています。これは完成した段階でございますので、全部が終わった段階で年1億円の経費削減となります。

集約化に当たりましては、現有の農業集落排水施設・処理施設を廃止することとなりますが、市町村には、国や県からの補助金を受け整備した施設を補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図ることが義務づけられており、補助対象財産を補助金の交付の目的に反して処分——使用とか譲渡とかする場合は、財産処分には必ず事前に国・県と協議を行い、所要の手続により承認を受けなければならない、また、処分について一定の制限期間が設けられております。

農業集落排水施設の処分制限期間は、農林水産関係の補助金等交付規則に、汚水処理施設と管路施設は18年、機械設備には5年と定められており、この処分期限期間が到来する順に、この計画は統廃合することとし、下水道統合計画を策定したものとなっておりますので、よろしく願いいたします。

（18番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ありがとうございました。統合計画についても試算書をいただいております。

ますが、全体計画が7年というふうになった理由については、今の答弁の中でおおむねわかりはするわけですが、今、報告がありましたように、年間1億円以上の節減が見込めるというお話ではありますが、先ほどは、水道は2,000万円ですが、下水については1億円以上ができるということは、事業期間の短縮をできることならしていただくようなことはできないものかと。また、今の話では、施設を農業の関係の利用をするならできんこともなさそうな気がいたしますので、努力をいただきたいというふうに思います。

それで、ここにいただいております資料によりますと、施設ごとに年間の節減の額が示されておりますけれども、節減の多いものから順番にやっていると非常に率がええというふうに思いますし、下水については今完備できておるわけですので、どの施設から始めたって使用者に不便は1つもないと。初めて建設するのであれば、早くとにかく供用したいので、それなりに整ったところから早くやってほしいというようなこの心情はわかるわけですが、今、処理区を統合して処理場を減らすということで非常に節減できるということであれば、これは前倒しをしてでも取り組むだけの価値のあることではないかというふうに思うわけですが、その件につきましてはどういう見解でみえるかお伺いします。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） 先ほど申しましたように、下水道統合事業につきましては、統合計画を立てまして、先ほど言いましたように、処分年限が18年たったものから順に行うことになっております。例えば、大きなもので言いますと、1,500万円ぐらいの維持管理費の削減ができるわけですが、まず、建てまして認可変更というものがなくなってきます。認可変更を出しまして、認可変更がなければ次のステップへ行けませんので、その後の事業となりますので、この計画どおりの形で行くのが——補助金返還も伴いますので、それをやらないで前倒しにしてやるようにしますと。それでこの計画をつくりましたので、このとおりの計画でこちらのほうは考えておりますので、よろしくお願ひします。

（18番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） 担当のほうとしてはそういうことかもしれませんが、計画を立案するとなかなか変更をしていくのは大変であるかもしれませんが、先ほど申しましたように、年間で1億円以上の節減になると、これは完成したらの話ですが、もし初年度にやればそれだけずつ毎年減るわけですね。ただ、財源のことについてはいろいろありますので、それは可能か可能でないかということについてはかなり知恵を出していかにできんことかもしれませんが、非常にこれは財源的に有利な運営ができるということでもありますので、ここにも出ておりますけれども、7年間の全体の事業をやるのに3億円ほどです。年間に1億円ずつ節減できるということだと、差

し引きしてもらえればおおよそどのぐらい利があるかわかるというふうに思います。

ここで一つ、白鳥東部のことを例にとりますと、白鳥東部は年間1,500万円ぐらいの節減ができるというふうになっております。仮に、来年が2年度に当たりますので、全体計画7年で2年目にこれをやったとしたら、5年間で約7,700万円が東部のところだけで生まれてくるという計算になりますので、何とか国のほうへ出す書類が難しいとやら、こうでなければならぬということでもなしに取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、市長、この件についてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、下水道統合事業、これも今までお話がありましたように大変幾つかある施設の単位を減らす。特に農業集落排水施設等について、公共下水道事業の区域に統合するということでありますけれども、今までお話がありましたように、確かに統合をすることによって1年間の維持経費が大きいものは早くやればやるほど統合効果が大きいということは御指摘のとおりかと思えます。

しかし、環境水道部長が説明いたしましたように、いろいろと補助金等を受けているものについては国や県との協議が必要であるということとともに、一定の制約期間により、早くやめようとするほど補助金返還額が大きくなっていくということだろうと思えます。したがって、トータルにその辺の問題は考えていかなければいけないというふうに思っているところであります。

御指摘の点も理解はできますので、なお精査をしてみたいと思えますけれども、まずは、一定の制約期間の前に大幅に前倒しをしてそうしたことができるかどうかということについての国や県の見解というものはしっかり確かめなければいけませんし、また、そうすることによって統合するために必要な郡上市においてやらなければならない事業、連結をするわけですから、そうした事業の事業費の推移、それから、仮にもう返還してもいいよという期限よりも前倒しをした場合の返還しなければならない仮にやれるとしても補助金はどれだけになるか、そうしたものをトータルにして全体の事業効果がいかなるものかといった点は精査をしなければならないと存じます。

そのような考え方で、御指摘の点を踏まえて検討はしてまいりたいというふうに思います。

(18番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ありがとうございます。もうこれはできないというような答弁ではなかったもので、真剣に取り組んでいただきたい。そして、財源の有利なことは大分骨折りをしてでも、市民へはね返ってくることでありますので、努力をいただきたいということをお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、森林の保全と活用ということについて、架線集材の件について御質問をいたしたいと思

ます。

私もそうでありますけれども、多くの森林所有者は一生に一度の収穫ができるかできないかということでありますけれども、植林を黙々と進めてきたと。そして、今、伐期になってきた山がたくさんあるということではありますが、多くの資源が有効に活用されるのかされないかということは市にとっても重大なことであるというふうに考えるわけです。

今、道路に近いところは搬出されるかもしれませんが、そうでない困難なところについては、勘定が合わんでおかまいかというようなことで、もう搬出の見込みがなかなか立てられないという状況ではなかろうかと思うのであります。

一つの木が出てくる方策として、従来からありました架線集材と、道路ができなければ空中の道で持っていこうというのが一つの方法であります。架線集材につきましては経費の面でも問題があり、なかなか実施できないというのが現状であります。

そこで、架線集材は、先ほど申しましたように、林道の開設とか山を傷つけることがなく搬出できるわけですので、このことを今取り組まなければもう永久にこの方法はなくなってしまうのであろうというふうに思います。

現在なら、まだ市内に架線集材のできる事業者が何名か、事業者がありますので、今のうちに手を打って、山奥や条件の悪いところの材を出してくる方法を考えなければ、実施しなければ、先人がつくってきた郡上の自己資源といいます木材が、それこそ持ち腐れということで利用されないまま、山の姿もあんまりよくないという形になってしまいますので、この際、架線集材に対する支援、あるいは、技術者の確保や育成について支援するというようなことについて、今始まりました森林環境譲与税というものを活用したりして、郡上の固有の財産の活用に取り組んでいただきたいと思います。所見をお伺いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 農林水産部長 五味川康浩君。

○農林水産部長（五味川康浩君） それでは、お答えをさせていただきます。

御質問に対して、主に山からの今の搬出状況と架線集材の状況、さらには最後の支援策ということで分けながら御説明をさせていただきます。

1点目の山からの搬出につきましては、美谷添議員御指摘のとおり、いわゆる林道・作業道等、効率のいいところからの搬出が優先をされるということにはなりません。30年の間伐実績の中で、国の補助事業を活用した事業で約485ヘクタールほど整備をされておりますが、そのうち26%の128ヘクタールでは条件が悪くて、災害リスクがないように現地で処理をされて切り捨てられておるとい形になっておりますので、推計で9,000立米ほどが山林に眠っておるとい状況ではあります。

こうした林地に残っている材につきましては、県の森林環境譲与税を活用した未利用材の促進事業というのを推進して、こちらは徐々に28年が125トン、29年が160トン、30年が502トンと増加傾

向にはありますが、まだまだ林地に残っている材は多くて、美谷添議員さんの御指摘のとおり、道から遠く条件の悪い箇所の木材搬出については架線集材が最も有効な方法であるというふうには考えております。

また、植林・保育に費用をかけて育てられてきた樹木、いわゆる財産が搬出されず、塩漬けのような状況になったままであるよりも、少しでも多く搬出されて森林所有者に還元されることは非常に重要なことと考えておりますので、そのためにも従来から郡上の林業を支えてきた架線集材の技能や人材を支援することは必要であるというふうには考えております。

架線集材の状況ですが、架線集材につきましては、現地に備えつける集材機、また、ラジキャリー、スイングヤーダー等の架線系集材機械を保有している事業者は現在12事業者あります。このうち、集材機を活用して集材を行っている事業者は6事業者で皆伐を主体としております。

また、ラジキャリーと呼ばれる木と木の間には架線を張ってロープウエーの形でいわゆる搬出する自走式につきましては3事業者、旋回式のブーム式のタワーつき集材機であるスイングヤーダーは、国の補助事業を活用して順次導入を進めており、現時点で8事業者ということになります。

ラジキャリーとかスイングヤーダーは、集材機に比べて、いわゆる集材距離が100から200メートルと非常に短い部分がありますので、どうしても奥地の500メートル以上というところについては集材機で行っていくことが不可欠となってまいります。

最後に、支援策ということで、非常に架線集材を進めていく上では林業架線作業主任者、いわゆる免許ですね、それとか、機械集材運転者の特別教育というものの履行の義務づけがありまして、そういったものを受けた作業員が必要になるということです。こういった森林技術者については年々減少しておりますので、市のほうは国の環境税を活用して森林技術者育成確保事業を実施しており、例えば、かかる費用の2分の1であったり、また、平日の場合は作業員の賃金、お一人当たり3,000円ということになりますが、そういったことの支援をさせていただいて、できるだけ人材育成に努めておるところです。

また、今後の課題とはなりますが、いわゆる架線集材については非常に普通の道路利用するものと比べては1立米当たり県の標準事業費で1,058円割高と、確かに経費がかかるということです。ですので、例えば、全国的には、高知県では500メートル以上の索道架設に対して、設置距離1メートル当たり400円というような補助事業も実施されているところがありますので、考え方とすると、作業道をつくるのに補助をするのであれば、同じように搬路である架線集材に対しても支援は必要であるというふうには考えておりますので、このことにつきましては郡上市の財源もありますので、できれば国の森林環境譲与税が今の交付から、4年度からさらに交付額がふえる予定となっておりますので、そこまでを一つのめどとして架線集材に対する支援策を前向きに検討させていただければというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) 大変時間が迫っておりますのであれですが、通告しておりますゾーニングの件についてはまた今度の機会にということにしたいと思いますが、現在、間伐が推進をされておまして、以前の質問の折に10万立方切られておると。そして、出てきておるのは3万立方であると。あとは山に残っておるといような発言であったように記憶しておりますが、現在でもそんなことで毎年それぐらいの利用されずに山におるのかどうかということをお聞きいたしたいと思えますし、間伐事業も重要な事業ではありますけれども、伐期が来たものを間伐と。今、10齡級以上でも間伐事業がされておるといことでありますので、10齡級というのは50年生以上ということですので、50年たっても物にならん土地もあろうかと思えますけれども、普通は大体物になるという施業をしてきておるわけですので、おおむねこれは利用可能であるということ、間伐ではなしに皆伐を進めて、そして経済林として今後もまた50年、60年たったら容易に出せるところともう出せないところと分けて、先ほどゾーニングの話をしました。先送ると言いましたけれども、そうして郡上の山の姿を、そのときに今度は経済林として再生するところと、それから天然林として天然の再生林をつくっていくということにしないと、いつまでたっても切ったら入れるんやという話をしておりますと、今の折れ筋のところまで、奥山まで切ったらいいよという話になりますとそうやってしまいますので、いつかの時に決断をして皆伐していく。皆伐するのにもそれなりの支援は、今の場合やと材価が安くなっておりますので、森林所有者に回るところがないということになると、森林所有者はそんなことなら切ってもらわんでもええわいという話になってしまうと、山まで朽ちてまうということでありますので、郡上の固有の財産を見捨てるでなしに活用していくために、かなりの財源措置をしてでも、これは市内の経済が循環するという立場から言いますと、非常にこれは有効で、今、山で仕事をする人があるうちに、また、魅力ある仕事としてそれに参入できるような方法を考えていかんと、山に木があるといつて口先で言っておるだけでは、ないのと一緒やと思えますので、何とか施策を考えていただきたいと思えますが、この件につきまして市長の御所見をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) お答えをいたしたいと思えますが、また後で確認をしたいと思えますけれども、今、御質問の中にあつた郡上の林産、要するに木材、原木の供給量等が10万立米ほどで、いわゆる出材されている部分が3万立米で、あとは山に朽ちているといような御理解での御質問だったようですが、そうではないと思えます。先ほど説明したのは、間伐について先ほど農林水産部長が申し上げたので、先ほどの答弁は、したがって、間伐面積485.26ヘクタールのうち、搬出されたものが356.84ヘクタール、面積ベースですね、それで材積では2万5,901立米でありますので、そ

のまま林内に残った分は約9,000立米と申し上げたので、この比率から間伐においてはそういうことだろうと思います。それから、皆伐等については主としてももちろん搬出をされているんだと思いますが、その数字の理解についてはまた後ほどよく確認をさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、今の御指摘は営々として戦後植林をしてきたものができ得る限り材として経済的価値を持つように利用されなければ、これはやっぱり造林をしてきた人たちにとっても申しわけないというふうに思っておりますので、そのとおりでございますし、それから、皆伐等をした林分を全てだから更新植林するという方針ではございません。私たちはいろいろと森林のゾーニング等を通じて、今後のこの次の例えば造林、林産活動をやる時には林道のネットワーク等、いろんなものを考慮して、経済的に収益ができる場所については更新造林をしてまいりますけれども、そうではない今戦後の植林で、もう持ち主によって本当に山のとっぺんまで杉やヒノキが植えられているところを再び全く同じようにゾーニングをするということではなくて、そうしたところについては皆伐等をした後、自然の忘我による広葉樹林に戻すとか、そういった形で将来を見据えた郡上の山づくりを進めていきたいと考えております。

(18番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) ありがとうございます。そういう形で、国の制度がどうであれ、郡上はこう行くというモデルをつくっていただいて、天城越えの歌じゃありませんけれども、山が燃えるというような状況をつくっていくことが必要ではなかろうかというふうに思いますので、よろしく願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

◇ 清 水 敏 夫 君

○議長(兼山悌孝君) 続きまして、17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 17番 清水敏夫でございます。議長から発言の許可をいただきましたので、質問に入りたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

質問に入る前に、この本議会でもそうですが、合併以来ずっと、今は故人となりましたが、末武治議員も含めまして、本当に50年来の仕事ということで、要望ということでお願いをしてまいりました(仮称) めいほうトンネル、去る10月10日に実質的な貫通をしまして、11月27日には業者のほうの計画、県のほうとも協力していただきながら貫通式というものも終わらせていただきました。また、12月3日には、野島県議さん、あるいは日置市長さん、それから兼山議長さん、同行させていただいて、地元の関係者も古田知事さんのほうへ報告と御礼に伺いまして、本当に感慨無量のと

ころが今あると思っております。そういうことで、今回、郡上市の広報12月号にも「希望の光」というふうなことで取り上げていただいて、まさにこの光が本当に地域にとっても希望の光になって、これからますます元気に頑張ってくれる、そういう日を迎えられるなというふうに思っております。今までの御苦労に対しまして、また、市長さんもとより、この市議会の皆さんの総意でもってこの仕事は進めていただきましたことにつきましても、本当に心から御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

知事さんのところに僕もちょうどついて行きましたので、お邪魔したときに、2015年の10月の23日に市長もおっしゃっていただいたように、古田知事さん自ら来ていただいて着工式を迎えました。このとき6人の小学生がおりまして、3人は今中学生へと成長しております。

そういう中でございましたけども、この間、ほん4年足らずして11月の27日、まさに小川の陽がこの畑佐側へ差し込んできたという場面が、この後ろから見た式典の模様ですし、また、貫通式ときには、地元の人も配慮によって40人ほどが一緒にこの貫通式を拝見できた、一緒に参加できたという喜びは大きかったと思います。この後にはまた地元の小学校、小川小学校の子どもたちが喜びの歌を歌ってくれましたし、今回も6人なんですが、本当にそういう意味では、子どもたちにまでその姿を現実に見ていただいて、いよいよもってあと2年、3年とも言われておりますけども、早期にまたこれが実質開通できるという日を心待ちにしながら、これからも地域づくりに進んでいってくれるような気がしてなりません。今までのそれぞれの関係の皆様、心からまずはお礼を申し上げたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

このまま帰れば非常に格好いいわけでございますけれども、せっかくまたきょうも欲張って4点ばかり上げさせていただきましたが、次第に沿って質問に入らせていただきます。よろしく願いをいたします。

まず最初は、ただいま18番議員のほうからメリット等についてお話を聞いていただきました市の水道施設の事業についてでございます。もうメリットは、今ほど御紹介いただいたようにあるわけでございますが、今度それをさらに、これから市民のために、安全で安定した水を確保するという大きな仕事が水道事業であろうかと思えます。

広大な郡上市の中で散在する集落、そこに住む市民の皆さんの命を守るというか、そういう水でございまして、9月の当議会でも、国に対して水道事業の財政支援強化等の意見書を提出させていただいております。まさに今、郡上市は耐用年数が到来する施設が、この市内各地域にあるということで、それも延長にすると900キロという想定できないような距離が郡上市の地下に埋設されているということを思うときに、この水道事業をこれからも未来永劫にこの事業が維持できることのためには、やっぱり水道事業の整備というものは、いよいよ法定基準である40年を見た場合にも、本当に厳しい状態があるというふうに思います。

先の市の計画によりますと、この法定年数を郡上市独自の基準で見直して、そして頑張って使っていけるような仕組みを考えていきたいということでございましたが、郡上市の水道事業の大事な状況につきまして、現状はどういうことであろうかということをもまずは伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君の質問に答弁を求めます。

環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） それでは、お答えをいたします。

郡上市の水道施設でございますが、古いもので昭和40年代に整備が始まりまして、昭和50年代を中心に整備が行われ、現在に至っております。今後も、安心安全な水の安定的な供給を続けていくためには、施設の更新が大きな課題となっております。

浄水場については、施設の更新にあわせまして統合事業を平成24年から推進し、市内59施設を40施設に集約し、効率的な維持管理とより安心安全で良質な水道水の供給が可能となりました。

郡上市の今後の水道事業の展開といたしましては、議員御指摘のとおり、水道管路の耐震化を兼ねた更新をどうしていくのが重要な課題となっております。

ここで、郡上市の管路の地域ごとの状況はどうなっているかということで、ちょっと御説明をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ここに耐用年数40年を超える管路施設の地域別集計ということで、議員申されましたとおり、管路の合計は900キロでございます。それで、ここにありますが、地域ごとでは、八幡町ですが225キロ、それで大和は140キロ、白鳥町も200キロでございます。高鷲が106、美並が104キロ、明宝が64キロ、和良が61キロとなっております。

先ほど申しましたように、この管路900キロというものは、郡上市から直線距離で申しますと札幌までの距離となります。これ、よくいろいろな場面で話をしておりますが、これを県内でいいますと7番目に長く、また、給水人口、1人あたりに換算しますと県内では3番目に長い27キロとなっております。このうち、ここにもありますが、法定耐用年数40年を経過したものは。

（発言する者あり）

○環境水道部長（馬場好美君） ごめんなさい、27メートルでございます。このうち法定耐用年数40年を経過したものは、今年度末時点でここにありますが68キロということで、八幡町、高鷲、和良地域にあります。

これが10年後でございますが、ここにありますが208キロに達しまして28%に、全体の達しております。ここは大体50キロから推移しておりますが、そのような状況となっております。

さらにその20年後でございますが、582キロということで65%と一気にこの段階でふえてまいります。更新当時にかかります財政的な負担や単年度当たりの事業量を勘案しますと、耐用年数の到

来を見据えた計画的な更新、平準化が必要となっております。

また、耐用年数の到来とは別に、市内では水道管の漏水事故等が多く発生しており、昼夜を問わず職員がその対応に走り回っております。直近の5年間で、約年間に90件前後の漏水事故が発生しまして、その修繕費も年々ふえている傾向にあります。それとあわせまして、年々本当に深刻していく状況でございます。

人口減少社会の到来など水道事業を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっておりますが、水道水は市民生活のライフラインとして極めて重要な役割を担っており、日常生活に必要不可欠なものでございます。公共水道としての使命を果たすため、耐用年数の到来を見据えた計画的な管路更新に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 現状、よくわかりました。

それでは、これらの膨大な事業量がこれから控えるわけでございますけれども、それをどんなふう
に事業を進めていって、財政的なこともあろうかと思いますが、その構想についてお伺いできれば
というふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長(兼山悌孝君) 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長(馬場好美君) それでは、お答えをいたします。

水道事業の健全経営を維持していくためには、保有している資産に対しまして適切な時期に更新
を行い、水道施設を適正な状態で維持していく必要があります。

水道管の法定耐用年数は、地方公営企業法施行規則によると40年と定められており、この法定耐
用年数に基づいて更新をすることが、最も安定した水道水の供給が可能となります。

しかし、更新の投資額が約今の試算でいいますと1年で16億円と非常に大きく、また、更新財源
を補うため、水道料金への影響が甚大となります。法定耐用年数どおりに更新すると、2054年には
現在の約5倍になると試算されております。そのため、郡上市では、水道管の最大限の延命化を
図ることとし、より実態に見合った、先ほど申しました市独自の更新基準を設定することで、更新投
資額を年約8億円にまで抑えることとしております。

更新の進め方といたしましては、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、避難所など、給水優
先度が特に高い施設につながる重要管路を優先に、耐用年数が古いものから順次更新していく方針
としております。

また、これらの更新につきましては、受益者負担の原則に基づきまして、その財源を水道料金と
いう形で市民の皆様にご負担をお願いすることとなりますが、その軽減措置といたしまして一部を一
般会計から繰り入れることを検討しておりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) ありがとうございます。

なかなか単年度で片のつくような事業ではございません。長い時間をかけてこれを整備していくということになるかと思えますし、また、市の財政の状況も水道料金を抑えようとすれば、市の繰入金等もまた必要になってくるというようなお話も聞いておりますが、話によると、この計画を全部なし遂げてもらうには、一回りするのに73年かかるかという話もちらっとお聞きしまして、これは本当に膨大な、時代を超えた仕事になるんかなというふうに思いますが、それでも大事な仕事でございます。これをどうかして計画的に、また水道料金も市民の負担に耐えられるものでなければならぬというふうなことも思いますので、今後の大きな計画の戦略にもよると思いますが、そのようなところを総合的に市長からお伺いできればというふうに思います。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 今、清水議員が御指摘されましたように、水道は市民にとってはなくてはならない施設であります。それが適切に管理をされるということは、非常に大切なことでありますので、一方、それを管理していこうとすると、大きな費用負担が生ずるということでありまして、その費用負担をどこまで市民の皆さんの水道料金ということで賄えるか。そして、それをどこまで市の財政状況を考えて、一般会計等からの繰り入れをするかということだろうと思えます。

いずれにいたしましても、理想的な法定耐用年数というような形でやるのではなくて、実質的に耐え得るぎりぎりの対応ということを、年数というものを考えながら、適切に対応していきたいと思えますし、これはただいまお話がありましたように、900キロを一巡するには七十数年かかるということでもありますけれども、ということはいずれ早い時代に一旦更新したものは、また次の耐用年数が来るというような形で、これは終わりのない営みであるというふうに思います。

そうした長い長期的な観点から、財政的にも耐えられるように、そして、市民の皆さんの負担も耐えられるように、そして、上質な水が供給できるようにといった点をよく考慮をして進めていく必要があるというふうに考えておりますので、そのようなことに努めてまいりたいと思えます。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 市長、ありがとうございます。

膨大な事業計画だというふうに思いますが、いつまでもこの郡上市に市民の方々が安心して暮らせる地域を目指すためには、必要不可欠な設備でございます。どうか計画に沿って進められるように、心から念ずるものでございます。

また、あわせて先般国への要望もされておりますけれども、この水道事業が郡上市にとって負担にはなるわけでございますけれども、その負担を最小限に抑えるべく、また国の制度も十分に活用できるようなふうで動いておっていただくとお思いますけれども、さらにまた御尽力をお願いしておきたいとお思います。どうかよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

それでは、2番と3番はちょっと関連的でございますので、一括でお願いをしたいと思っておりますが、郡上市は今、健康づくりと申しますか、特定健診の推進であるなど、いろいろ健康寿命というものを中心に高めていくための、いろんな施策をしておられるとお思いますし、私、市民の1人としても、本当に郡上市については、健康づくりの結構先進市ではないかなというふうに思っておりますので、今後、それをさらにまた取り組みを推し進めていただく意味で、2点を新聞の記事からちょっと考えてみましたので、御回答いただければというふうに思います。

1つ目は、日本老医学会というところが提唱する「フレイル」というふうな基準と申しますか、そういうことでございます。

非常に高齢化が進んでくると、心身ともに弱ってくるというふうなことから、日本老医学会がアメリカの基準を少し直して日本版にしたというのが、何か5項目ということで先般新聞にちょっと出ておりましたので、皆さんは既に御承知かというふうに思いますけれども、こういうような5項目を。

1つ目が、過去6カ月で体重が2キロから3キロ減ったとか、2つ目に、ここ2週間、わけもなく疲れた感がするとか、3つ目に、運動も体操もしていないとか、4つ目に、利き手の握力が男性で26キロ未満、女性で18キロ未満。また、5番目には、歩く速度が毎秒1メートル未満。1メートルですと、大体1時間に3.6キロぐらいになるんで、昔から1里歩くに1時間とようそいったもんやなというふうに思いますが、これを下回るとフレイル、虚弱な体になってきたのではないかなということをするということで、健康と介護が必要な状態の中間がこのフレイルだというふうに新聞には書いてありました。

これの3つ以上に当てはまるとフレイルの状況に陥っているのかなということが言われているというふうなことから、これは担当部長さん2人ともお願いしたいと思っておりますけれども、郡上市はそういうことで進めておりますけど、来年度からこの75歳以上にこのフレイルを導入するというふうなことがちょっとありましたので、そのことをひとつ含めて1点目をお願いしたいというふうに思います。

3点目の部分につきましては、来年度の国の介護予防交付金が、2020年度、国は一生懸命介護予防とか自立支援に成果を上げた自治体には手厚く配分をするということでしたので、200億円を400億円で予算要求していきたいとか言っておりましたが、そういうことであれば、郡上市も認知予防とか、健康維持の取り組みがかなり進んでいるんで、これは財源確保というよりも、さらにこれを

進める気持ちでこの交付金なども大いに活用できるのではないかと、ほかの市に負けないようにと
いうことを思いますので、その辺の心づもりをお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願
いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、まず1点目の健診の中でのフレイルチェックについて、
市の検討状況をお話します。

政府の方針によりまして、令和2年度から後期高齢者の健診、すこやか健診においてフレイルの
状態が把握できる15項目の質問票を導入することになっています。これは、フレイルが疑われる人
に、保健師や栄養士が食事や運動などの指導助言を行いまして改善していくことが目的とされてい
ます。

市の現状としましては、特定健診や後期高齢者の健診におきまして、65歳以上の方に既に25項目
の基本チェックリストを行っております。これは生活機能の低下をチェックするための問診票で、
リスクの高い方を把握して、栄養改善などの助言を行ったり、介護予防事業への参加を進める流れ
というふうになっております。

こうした状況を踏まえまして、現在、後期高齢者の質問票の取り扱いについて検討をしております。
まずは、国の方針では、75歳以上の人を対象としてフレイルチェックを行うとしていますが、
市では早期予防が重要と判断しておりまして、これまでと同様65歳以上の人を対象に質問票の配付
を行う予定でございます。

また、後期高齢者の質問票を単に追加するのではなく、受診者の記入の負担を考えまして、現在
行っております基本チェックリストと後期高齢者の質問票を統合した記入票を作成していく予定で
あります。

このことで新たに追加項目になる内容を少し紹介します。

心の健康状態を把握する項目といたしまして、「毎日の生活に満足していますか」といったもの
や、食習慣の状況を把握する項目としまして、「1日3回きちんと食べていますか」とか、あと社
会参加の状況を把握する項目としまして、「普段から家族や友人とつき合いがありますか」といっ
たものがあります。

このように、健診の機会においてフレイルの要因のある人がしっかり把握できるように体制を整
えていきたいと考えておりますが、重要なことは、まず大勢の方が健診を受けて、フレイルチェッ
クの機会を得ていただくこと、また、フレイルが疑われる人は、食事や運動習慣を見直しをして、
介護予防の行動をしていただくことだというふうに思っております。

このため、今後、市では、健診の受診のPRや介護予防につながる住民主体の通いの場の支援に
一層力を入れていきたいというふうに思っております。

それから、もう一点の御質問ですが、保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援や重症化防止などの取り組みを推進するために、平成30年度から制度化されました。

交付金の仕組みは、保険者の機能を強化するため、一定の評価指標を用いまして、取り組み状況を点数化し、得られた得点に応じて交付金を確定し、配分するといったものです。

評価項目については、介護サービスの利用プランをつくることをケアマネジメントといますが、そのケアマネジメントの質を高める取り組みがなされているか。また、関係職種が連携し、個別の事例検討を行う地域ケア会議、そういった会議をどの程度開催しているか。介護予防のための住民主体の通いの場へ参加人数はどれくらいあるかなど65の評価項目にわたります。

令和元年度の評価では、郡上市の得点は692点満点のうち454点でありました。岐阜県内の保険者の平均得点は424.75点というふうになっております。郡上市の得点は、42市町村中高いほうから数えて13番目という結果でした。得点の内訳は、介護予防や認知症支援の分野で平均値より高い点数がとれている状態です。これまでの取り組みが評価されたものと受けとめております。一方で、十分点数がとれていないものとしては、保険者機能強化に向けた体制の構築といった分野が、平均点より低い点数となっております。

このような評価を踏まえて、今年度、市に配付される交付金の金額は、約700万円となる予定でございます。交付金は、介護保険特別会計の地域支援事業に充当できることとなっております、交付金の活用をして事業の充実を図っていくところであります。

令和2年度に向けては、報道にあったとおり、配分額の充當が見込まれます。これにあわせて配分額の算定根拠となります評価項目についても、恐らく見直しがあるものと思われませんが、まだ国からは提示はございません。

したがいまして、まずは令和元年度の評価結果をもとに、介護予防、認知症支援、介護給付費の適正化などについても一層取り組み強化を図り、令和2年度の評価に備え、できるだけ高い得点を取り、交付金の活用を拡大したいというふうに考えております。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長（兼山悌孝君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 詳しく答弁をいただきまして、ありがとうございました。

正直言うと、もうちょっと高い位置にあるのかなというふうに思っていた感想がありますけども、頑張っていることは頑張っているんやなというふうに思いますが、さらに望みは高く、浸透するように、この仕事を市民のみなさんにもまずは協力してもらおうということが一番だと思いますので、ぜひ令和2年度に向けても、またお取り組みをいただきたいというふうに思います。

フレイルの5項目の中に、言葉が余りしゃべれなくなったということなかったんで、まずはちょ

っと安心をしておりますけれども、いろんな意味で栄養不足を改善するとか、体操とかスクワットとかをやるとか、ボランティア活動をやるとか、いろんなことが、このフレイルに陥らない強靱な市民を大勢つくるのが、やっぱり最終的には介護もいらなくなるし、健康保険もそういうこと使わなくてすむかなということでは、このならない前の中間の今のこのフレイルのときに、しっかりそこをケアしていくということが、みんなが幸せだし、郡上市も健全に守られていくのかなということをお思いますので、さらなる御尽力をよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、4点目のところへ行きたいと思ひます。高齢者の交通対策の制度拡充をというタイトルで挙げさせていただきましたが、(1)、(2)は連動しておりますので、あわせてお願ひをしたいというふうにお思ひます。

特に、新聞、テレビ等で本当に高齢者の交通事故といひますか、ブレーキとアクセルの踏み間違ひとか、あるいは高速道路を逆走するとかというたびに、高齢者のところだけが切り取られて報道されているんかもしれませんが、かなり件数が多いというふうなことから、郡上市におきましても、過去にもそういう質問があったと思ひますけども、運転免許証を返納していくと、もうこれから私も心配だというふうなことで返納された場合に、郡上市としては、交通の足としては長良川鉄道であるとか、バス運行路線に頼るとか、タクシーという手もあろうかと思ひますけども、そういうことがあるかと思ひますので、そういう方の、高齢者の返納する中で、返納された方が交通の足として、どんだけ利用してみえるのかなということ、一つ知りたひというふうにお思ひます。

それから、返納されると、市では運転経歴証明書というものを交付されまして、それによって公的なバス料金等を2分の1にするとか、それを2年間の制度という形で過去に実施をされてきておと思ひますが、免許証のある方はそういうことで、そういう制度が受けられるということですが、そもそも免許証のない方も、特に婦人層なんかの中心では結構ところどころで聞くんですけども、「わしゃ、免許証がないやけど、初めからないんやで、数にしてもらえんのやろうか」という話も聞いたりしますので、交通網はきのう11番議員からも質問がありましたけど、美並地域のバス運行のこともございましたように、各地域で高齢者の方が足を確保するためにこれから、今はそれほどないかもしれませんが、次第に次第にこれはふえていくと。今は結構空身で走っているバス路線等が、ほんとうにこれは必要になってくる時間が迫ってきていることは、間違ひのないことだというふうにお思ひますので、何とかそういう方たちが、自分の足として利用できるような制度というものも、片や必要ではないかなということをお思ひの中で、免許証も返還に対する方々の制度というものも大事かと思ひますけども、免許証のもともたないという高齢者の方々についても、例えば75歳以上の方を一つの区切りとしまして、そういう方が気楽に乗れるような制度、2年とかそういうことも余り限定しないで、乗れる人は乗ってくださいというふうな無期限にするとか、2分の1にするとか、いろんなことのお思ひはあるんですけども、そういうことを運転免許証の返納

の状況とあわせながら、これからの高齢者の足対策ということで、何か制度的に検討できることはないだろうかというようなことから、きょうは2分の1と2年間の廃止を提案した次第でございますけれども、その2点につきましての状況と考え方について、お聞かせいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室長 日置美晴君。

○市長公室長（日置美晴君） お答えを申し上げます。

まず、1点目は、運転免許証の返納状況についてでございますが、郡上警察署から情報提供を受けたデータによりますと、運転免許証を返納された方の数ですが、年々増加しておりまして、平成29年、暦年ですが88人、平成30年は109人、ことしは1月から10月までの段階で121人となっております。なお、平成25年から返納者の累計では456人となります。

運転免許証を返納された方の男女比は、男性が約6割でございます。また、返納される年齢は、75歳を過ぎてからふえはじめ、85歳以上で返納する方の割合が最も高くなるというふうに聞いておりますので、たびたび報道されます御高齢の運転者の方の交通事故などを参考にされまして、御自身で運転できる限界を見極められているということ、または、御家族で返納を促されるまで乗っておられるという傾向にあるのではないかとこのように思っております。

また、運転免許証を返納される際に運転経歴証明書の発行を希望者にしておりますけれども、その交付を受けられた方は、平成29年が70人、平成30年が82人、ことしの1月から10月までで101人でありまして、平成25年からの累計では347人となっております。したがって、運転免許を返納された方の約76%の方が、この運転経歴証明書の交付を受けられているということでございます。

この運転経歴証明書ですけれども、これは運転免許証を持っておられたことを証明するもので、身分証明書としても使用できますし、また、長良川鉄道を初め、市内の公共交通機関を、割り引き料金で御利用いただく際にも、お使いいただけるものでございます。

現在、この運転経歴証明書を提示されて料金の割り引きを受けておられる方は、事業者が運行する路線では、明宝線で1名、それから、市の自主運行バスでは美並巡回バスで1名と、それから明宝自主運行バスで1名、和良巡回バスで1名、まめバスで1、2名でありまして、バス交通全体で5、6名程度の方のみが使用されている状況です。なお、長良川鉄道でこの割り引きを受けておられる方は、郡上市民は把握できませんでしたが、沿線全体で割り引きの利用されている回数ですが、これは1月から12月までの数字ですが、延べ294回ございました。

これらのことから、運転免許証を返納された方が、その後公共交通に転換される割合は非常に少なく、同居や別居の御家族、または近隣の親戚などを頼って移動の足を確保されているのではないかとこのように考えております。

それから、現行の制度の拡充をというお話でございますが、この運転経歴証明書を御提示いただくことにより、2年間に限り半額で御利用いただけるという制度を設けております。これは、高齢者の運転免許の自主返納を後押しするために始めたもので、自治体によってこれらの制度は異なります。

本市がこの制度を始めるに当たり、2年間といたしましたのは、一定の公益に資する目的をもって助成を行う中であっても、免許証を持っておられない高齢者との均衡を失しない範囲とすべきとのでございますとか、期限のない障がいをお持ちの方などへの割り引き制度との区別を行ったものでございます。

また、高齢者の皆様への優遇制度という観点から考えますと、市内の自主運行バスにおける利用料金の基準としまして、まめバスの基本料金であります100円——いわゆるワンコインですけども——を基本におき調整をしましたことから、全体的に低い料金設定となっておりますので、交通弱者等の支援ということで、実質的には御利用いただく方一定の優遇措置を行っているというふうに考えております。

加えまして、本市の公共交通を御利用いただく方は、通学で利用されている高校生以外はほとんど高齢者の皆様でございますので、その方々の全てに対してさらに優遇措置を行うということは、大幅な利用料金の減収にもつながってまいります。

こうしたことから、現時点におきましては、大変恐縮ですが、現状を超えるような優遇制度の創設は、難しい状況にあるのではないかとこのように考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、年々運行経費が増加する傾向にある反面、利用者の数が減少し、利用料金が減少しております。厳しい経営状況でございます。今後も本市の公共交通網を維持・拡充していくためには、適正な運賃のあり方についても再検討を行いまして、見直しを図っていかねばならないと思っておりますので、そういった見直しを行っていく際には、全ての高齢者の皆様への優遇措置もあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) ありがとうございます。

データとともに今後の方向も聞かせていただきまして、厚くお礼を申し上げます。

バスは、人が乗っても乗らなくても動いていかならんというふうに思いますが、市長のほうで一言コメントありましたら、いただきたいというふうに思います。

○議長(兼山悌孝君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) ただいま室長が申し上げましたように、公共交通を維持していく場合には、

市民の皆さんの負担と利便ということをしっかり考えていかなければいけないと思います。

現在、免許返納者に対して2年間、そして2分の1という軽減をしているんですが、これは全て、自主運行バスは市ですが、交通事業者の負担において行われているということでございます。今、室長が申しあげましたように、免許返納者に対してそういう便宜を図っているんですが、本当にそれを利用されている方は5、6名にすぎないということは、その程度の軽減措置をしても、公共輸送へなかなか向かってもらえないというのが現状ではないかと思えます。何かほかの手立てを講じておられるということでございますので、これを免許返納者以外に仮にそういうふうの手立てを講じたとしても、そのことによってその他の公共交通利用者が、現状よりもふえるかどうかということは大変疑問なところがございますので、そうした点を考えていきたいというふうに思っております。

また、なかなか免許を持っておられる方は、実態として免許を手放せない、郡上の場合は、そういうことでございます。よく高齢者の地域限定免許というようなことが言われておりますけれども、それを制度化しなくても、そうやってどうしてもやはり車に頼らなければならない方は、御自身が余り長距離に、長時間、そして早いスピードで動かなければ、「高速道路などの遠出はなるべくしないようにしとるんや」というふうに今おっしゃる方もいらっしゃいますけれども、そういうような形で、やはり事故のリスク等を考えて、賢い車の使い方をしていただくということも非常に大切なのではないかというふうに考えております。

(17番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 以上4点の質問をさせていただきました。それぞれ真摯なる御答弁をいただきましたことに御礼を申し上げ、また、さらに検討を要するものについては、引き続き御検討いただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。

(午前10時55分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

(午前11時09分)

◇ 森 藤 文 男 君

○議長(兼山悌孝君) 2番 森藤文男君の質問を許可いたします。

2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は1点のみでございます。郡上かるたの振興と地域内循環について、4点にわたり質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

小中学生を中心に、非常に郡上かるたというのが盛んになっておると思います。しかし、そういった子どもたちを支えるこの私たち大人たちは、一体どのくらい郡上かるたというのをそらんじることができるのでしょうか。そらんじるといのは、何も見ないで言えるように、そらで覚えるというふうなことでございます。

ここに7つの文字を選んでまいりました。このパネルの裏には、議員各位にはもう解答が示してございます。ちらっと見せてこういうふうになっとなんですが、「き」、これは「義民をしのぶ郡上一揆」、「ち」、「長寿を誇る和良の里」、これは議長さんに配慮をさせていただきました。「義民をしのぶ郡上一揆」、これは郡上全体にかかわることでございます。「長寿を誇る和良の里」は和良地域です。「う」、「唄と下駄音拝殿踊り」ということで、これは白鳥町を対象にしたものがございますが、残る「よ」、「し」、「お」、「ひ」とございますが、これで答えられる方、挙手で。

○議長（兼山悌孝君） 教育長、熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） 全部でよろしいですか。じゃあまず「ひ」から行きます。「火種絶やさず七百年」。次は、「お」、「奥美濃の名山大日ヶ岳」。「し」、「正月六日花奪い祭」。最後、「夜空に浮かぶ八幡城」。

（「手たたかかないかんか」と呼ぶ者あり）

（2番議員挙手）

○2番（森藤文男君） こういった教育長のほうから、こうって御答弁いただきました。意外とこういうことは多分知られていないと思います。ちなみにこれを右から左に、お気づきの方も見えるかと思いますが、右から左に読んでいただければ、「ひおきしちよう」ということで、ここに御登場していただきました。

こういったように、私は郡上かるたというものが非常にすごいポテンシャル、潜在能力を持っていると思います。潜在能力というのはさらに上昇する可能性のある能力のことで、普段は見ることのできない、内に秘めたその人自身の能力の可能性を表現している言葉で、人やものを示しております。

郡上かるたも本当に市民の方には浸透はしてきているとは思いますが、ちょっと外に目を向けますと、群馬県に上毛かるたというのが有名だと思います。この上毛かるたにつきましては、これ、

1947年、昭和22年に発行したもので、これは教育に遊びの要素を取り込むという革新性により、70年余の間、県民の郷土愛を育ててまいりました。浦野匡彦氏が終戦で中国から日本に戻り、国土と人々の心の荒廃に衝撃を受け、また、当時の日本ではGHQの指令により、学校教育での日本の歴史及び地理というものが停止でありました。そのことに、郷土の歴史や文化が断絶してしまうことに非常に危機感を覚え、かるたを通じて群馬の歴史、文化を伝えたというふうな経緯がございますが、この郡上の郡上かるたの経緯、また、目的について、まずこの質問の入り口として御答弁いただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君の質問に答弁を求めます。

教育長 熊田一泰君。

○教育長（熊田一泰君） お答えいたしたいと思います。

上毛かるたは、群馬県民なら誰もが知っていると言われる有名な郷土かるたでございます。郡上かるた制作の経緯は、7カ町村合併で誕生した新しいふるさと郡上市のことを市民の皆さんにもっと知ってもらうことにより、一層郡上市が好きになり、誇りを持っていただけるように願って制作したものであります。

群馬県での勤務経験のある日置市長が、上毛かるたのような郷土かるたが郡上でもできないかと提案し、平成21年6月に市民の代表による郡上かるた制作委員会が発足したのが始まりでございます。実は、私もその委員の一人でございます、それで少し言えました。とりわけこれからの郡上市を担う小中学生など、若い世代に対して、制作の願いが届くよう、読み札は、子どもたちに伝えていきたい郡上の魅力として、自然、歴史、文化、人物、産業などを題材として、市内外から公募をしたところ、5,225句もの応募をいただき、この中から郡上かるた制作委員会で何度も、本当に何度も協議の上、44句の読み札が決定いたしました。

また、絵札の原画は、郡上市で活躍されている郷土芸術家の水野政雄先生に44点全てを書いていただき、平成23年秋に郡上かるたは完成いたしました。

郡上かるたは、郡上の自然、歴史や文化、人物、史跡、産業などをわかりやすく、それでいて、一面では学識的に紹介し、誰もが郷土の歴史や地理などの要点をやさしく正しく学ぶことができるのが魅力であると考えております。

学校や公民館などでも活用され、一昨日、開催されました第8回郡上かるた大会でも多くの人でにぎわいました。副読本も作成されており、また、ケーブルテレビの番組にもなっており、郡上かるたを通じて、遊びながら、楽しく郷土の魅力を学び、郡上市民としての一体感が高まることを願って作成されたものでございます。

（2番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございます。こういった経緯と目的について、今、教育長のほうから御答弁いただきましたが、これを踏まえて、郡上かるたのこうやっていると振興を通じまして、さまざまな活用がされてはいると思います。

平成24年度より小学校の1年生に入学祝いとしてこの郡上かるたが贈呈されていると思いますが、私はこれに、できればこの副読本、ふるさとに学ぶは一緒につけていただきたいというふうに思います。これ、非常に、市民の方も本当に購入していただいて、読んでいただければわかるんですが、本当にこれは非常に郡上の宝というか、本当にいいものだと思っていますので、ぜひこのかるたと一緒に、この読本も一緒にできれば贈呈されれば本当にいいのかなというふうにして思っております。

また、郡上かるた大会、一昨日の12月7日に第8回の大会が開催されました。私も行ってまいりましたが、198チームだと思ったんですが、1チーム3人の構成でありますので、600人ほどの参加者の中で盛大に開催をされました。それに伴いまして、本当に関係者の皆様には、本当に御尽力をいただきまして大変感謝申し上げます。

こういった郡上かるた大会、また、この郡上かるたは郡上学、あるいはこれは郡上かるたのチャレンジラリー、スタンプラリーですか、こういったものには活用されていると思いますが、簡単でよろしいので、それぞれのこういった活用方法についての現状並びにあるいは課題もあると思いますので、そこら辺について御答弁いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（兼山悌孝君） 教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それではお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど、1年生の子たちに配布させていただいていることを議員御紹介いただきましたけれども、かるたの配布や販売状況についてお答えしたいと思います。

この23年に完成いたしましたけれども、その年には市内の小中学生の皆さんに広く配布させてあります。それ以降は、今、議員おっしゃいましたように、毎年、小学校に入学された新1年生の皆さんに、全員に配布をしております。ことしまでに児童生徒に配布させていただきました数は合計で約4,800個となっております。

それから、ここでのかるたの販売実績についても御報告したいと思いますが、かるたは教育委員会ですとか振興事務所、古今伝授の里フィールドミュージアムなどの市の施設ですとか、旧庁舎記念館でも、あるいは道の駅などの観光施設でも販売をさせていただいております。これまでの販売数の合計は約2,900個となっております。

それから、かるた大会の参加者の推移をここでお答えしたいと思います。かるた大会は、23年に作成された少し後になりました平成25年2月に第1回大会が開催されました。そのときの参加者は、小学校低学年が35チームで99人、小学校高学年が39チーム117人、一般が、一般は中学生以上

となりますけれども17チーム51人、招待枠を含めまして合計で91チーム278人の方が参加されました。

その後、参加者は年々増加し、先ほどから御報告しております一昨日の第8回大会、先ほど議員さんの198チームとおっしゃいましたが、当日棄権がございまして、当日の実績を報告させていただきますと、小学校低学年が84チーム252人、小学校高学年が88チーム264人、一般の部が23チーム69人、合計195チーム、申し込みから3チームほど減りましたが、195チーム585人となりました。

ごらんの、今御報告したように、第1回大会の約2倍以上の方が参加していただけるようになったというような状況であります。

このように郡上かるたに触れる人たちが年々増加していることは大変ありがたいことでありまして、かるた制作の願いが市民の皆さんに広がりつつあるものではないかなと思っています。

一方で、毎年、実行委員会の皆様を初め、多くのボランティアスタッフの方の協力をいただいています。そしてまた、協賛企業の皆様からも御協力いただいております。

このことも郡上かるたに対する御理解がいただけているものと大変感謝したいと思います。

それから、郡上学の関係でございまして、学校での学習にも取り入れられておりますけれども、ここでは生涯学習講座、生涯学習事業関連としての取り組みを少し御紹介したいと思います。平成30年度は郡上学地域講座としまして、地域公民館シリーズ2講座を行い、郡上かるた名所めぐり、それから郡上かるた散策というようなことで2シリーズを行いました。

これは、このかるたにゆかりのある場所を訪れて、その由来などを学ぶということで、公民館の専任主事とか地域の歴史などに詳しい方を講師として行いました。

そして、本年度は郡上学地域シリーズ講座、郡上かるたチャレンジラリーとして、バスでかるたにゆかりのある名所を回る講座を実施させていただきました。

かるたチャレンジラリーのお話でしたが、次に先ほど、今言いました郡上学講座とは別の、従来から行っているチャレンジラリー、通称かるチャレと言っておりますが、かるチャレは、このような記録帳、100円で御購入いただきます。市のホームページからもダウンロードしてありますが、かるたの絵札にゆかりのある場所に出かけ、その場所の写真や訪問したことを証明するものを記録帳に貼りつけていき、44カ所全てを訪れられた方には認定証と記念品を贈呈するというものであります。

現在、4名の方が達成されておりますが、若干達成者の方が少ないように思われますので、さらにPRをしていきたいと思っております。

それと、郡上かるた振興に係る課題ということでございまして、このかるたは小中学生中心に多くの皆さんに知っていただいているものと思っておりますけれども、大人のほうも含めて、さらに普及を図るために、あるいは市外から見える方にお土産としても購入していただけるよう、購入で

きる観光施設などをふやせないか、関係機関とも協議していきたいと思っています。

それと、課題というよりは、うれしいことではありますが、先ほどからも少し話しておりますけれども、かるた大会に出場していただける方が年々ふえておりまして、申し込みのあった全てのチームに参加していただけるようにしております。それで、審判などのスタッフです。ボランティアスタッフをお願いしておりますが、このスタッフの確保が少し大変になってきました。社会教育関係団体の皆さんですとか、市内の高校生、あるいは市の職員、教職員などからもお願いしておりますが、皆さんにやや負担をおかけするようになってきたのではないかと考えておりますので、これからは運営方法の見直しも考慮していかなければならないかなと考えております。

それと、最後に郡上かるたの副読本の贈呈の件ですが、これです。この副読本は、郡上かるたを市民の皆さんの宝物としてさらに大きく育てていくために平成25年に発刊されました。かるたの読み言葉や、それに関する事柄について、写真や図版を使ってわかりやすく解説されております。郡上市の観光ルートの参考としても活用していただけるものではないかと考えております。

この副読本は、発刊しました平成25年には、市内の小中学生全てに配布をいたしました。ただ、それから少し配布している状況がとまっておりますので、現在の中学1年生までは持っておられますが、小学校6年生以下の児童の方は持っていません。

この副読本は、おおむね小学校の5、6年生の子どもたちが読んでも理解できるように執筆してあることから、本年度は小学校の5、6年生を対象に、来年度以降は小学校5年生を対象に配布していくという方向で検討をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。この副読本がまた配布されるということで、非常にありがたいことだと思います。

かるチャレということで、これ記録帳なんですけど、きょう借りてまいりました。制覇された方が見えますので、白鳥町六ノ里、秋田さんという方にお借りをしてきました。ここには、本当に、日曜日とか、夏休みを利用して、全部44カ所を回られています。ここにかかるチャレなんですけど、これはポイントになっているんです。5点、3点、1点ということで、一番最初にいろは順に並んでいるんで、石徹白大杉の場合は、これは現場に行かないと5点にならないんです。ぬるり動かぬはんざきハザコ、これに関しましては、実際の自然の中のサンショウウオを撮ると5点なんです。3点は、和良歴史資料館の使用済みの入館料、これで3点、あとオオサンショウウオの説明の看板というのが和良町とか八幡町、大和町にございますので、その看板だと1点ということです。秋田さんは全部でトータルしますと75ポイントです。

そういったことで、非常に熱心にこうやってやられている方も見えるということで、紹介をちょ

っとさせていただきます。

また、この質問をするに当たり、私は郷土の芸術家、水野政雄先生のところにもお話を伺いに行っていました。いろいろと熱心に1時間ほど話を聞かせていただきました。水野先生の名刺もいただいたんですが、この裏には、ぬるり動かぬほんざきハザコが、びくを腰に、釣りざおをということで、こういった名刺もちよっといただきました。

水野先生にお聞きしますと、やはり本当に市民の方に楽しんでもらいたいということで、一生懸命描かせていただいたということと、本当に気をつける点というのは、非常にわかりやすく、温かみのあるというふうなことで注意をされて描かれたということです。その典型的なのが、この小さくて申しわけないんですが、餅花かざり年祝うというふうな、家族団らんでこたつを囲んでいる家族の写真がありますが、本当に温かい写真かなとは思っております。

こういったいろんな活用方法はあると思いますが、次の3点目でありますが、その郡上かるたと関係人口にちょっと触れまして質問させていただきます。

郡上ファンや住みたい田舎まちランキングで、この郡上市というのは非常にかなり上位のほうを占めておりますが、そういった郡上市とのかかわりを持ち、興味を持ってもらい、活性化させるための一つのツールとして、この郡上かるたの活用についてお伺いをいたします。

郡上かるたは、市民の中で、子どもたちを中心に深く浸透はしてきております。郡上の魅力を外、対外的に発信するきっかけとして、これは活用できるのではないかと。郡上かるたをきっかけとして、郡上の魅力に引かれた、これはあくまで都市部の方を対象に、郡上かるた何々小学校、何々分校というふうな学校を開設、ここに入学をしていただき、登校、授業を受けてもらう。その中で、授業をするので、国語では郡上弁を学んだりとか、あとは社会、社会見学、遠足などによって市内の各地、地域限定でも構いませんが、各地域へまた赴き、行った感想文、帰りの会、卒業式、そこで日帰りコースというのも考えられるんですが、また、民泊とかしていただきながら、そして、翌日卒業して、卒業式で卒業証書も渡すような感じで、そうすると準郡上人というふうな、そういったような流れをつくることで、郡上の深い魅力に触れてもらえるのではないかと思います。

さらに、同窓会と称して、準郡上人制度によって、郡上をふるさととして捉えて、ひいては移住などにつなげられる関係人口にもなるのではないのでしょうか。

これは、市民や地域を巻き込んだ取り組みとなりまして、もてなしにもつなげられ、一方では新たな交流人口が生まれ、準郡上人としての関係人口が形づくられ、移住へとつなげられるのではないかと思います。この点についていかがお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） 郡上かるたを市内だけではなくて、市外に向けて発信して活用することで、関係人口がふえ、また、その先には移住にもつなげる可能性があるのではないかと

御質問としてお答えをしたいというふうに思います。

関係人口は、移住とまではいかないまでも、みずからの行動を通して、縁ができた地域を大切に思い、その地域とのかかわり続けながら、地域の課題解決等にも参画をするというものです。必ずしもその土地に住むということを必要としないので、ここ数年、この関係人口の獲得とか、それから拡大に向けた施策を打ち出す自治体もふえております。

郡上市では、地域づくりを従来からの住民だけでなく、移住者や地域外の人材も含めて、広くつなぎとめて一緒に活動する、つまり関係人口を意識的に獲得していくことがこれからはますます重要になってくると考えておまして、その関連施策も幾つか展開をしているところでございます。

その一つに、郡上藩江戸蔵屋敷の取り組みがあります。郡上藩江戸蔵屋敷では、これまで郡上かるたを直接的な題材とした取り組みはしておりませんが、講座とかワークショップを行う中で、郡上かるたの中に含まれております郡上の歴史、それから文化等を題材としたり、また、品目として多く扱っておりまして、主に首都圏にお住まいの方と双方向の関係を築きながら、郡上の魅力を発信しております。

郡上の価値を再発見し、郡上を第2のふるさとにしてもらうためには、議員が言われるように、郡上の深い魅力に触れてもらうことが大切であるということは認識をしております。

御提案がありました郡上かるた何々小学校、何々分校といったことは、関係人口の創出には効果があるというふうに思っています。

ただ、このことは、郡上藩江戸蔵屋敷で行っております現地フィールドワークと重なっている部分がありますので、今後、郡上かるたに出てくる自然や場所を、この中で、より意識的に扱っていければというふうに思っていますし、あと、郡上藩江戸蔵屋敷と郡上かるたの内容というものは大変相性がいいというふうに感じていますので、このことをしっかり意識しながらテーマ設定ができたらいいかなというふうに思っております。

あと、郡上藩江戸蔵屋敷に参加された方の中で、議員御提案の同窓会に当たるオフ会というものも自主的に開催されておまして、参加者の方の間で新たなコミュニティ、つまり郡上を接点とした新しいつながりというものも生まれております。まさにこの部分が関係人口の創出に当たり、そこからさらにかかわりの深さ、度合いが増すことで、移住定住につながっていくものだというふうに考えています。

こうした郡上市とのかかわりの中でつながりを感じ、そして応援をしてくださるような、御質問にございました準郡上市民と言えるような市外の方は郡上藩江戸蔵屋敷だけでなく、東京郡上人会であるとか、あと郡上カンパニーを初めとした取り組みの成果により、確実に多くなっているということも実感をされます。

このように、郡上とのさまざまなかわりをしっかりつなぎとめながら、これからの地域づくりに生かしていくためには、それぞれの立場でかかわってくださる人の役割を行政としてもしっかり認識をして、その活躍や活動の場をつくり出していくということが大切になるというふうに思っています。

このため、教育とか、それから福祉、農林業、観光、商業等の、あらゆる分野で思いを持って郡上にかかわってくださる方も多くいらっしゃるというふうに思っておりますので、それぞれの分野で一人一人の顔が見える関係を丁寧に築いて、この関係を維持しながら、こうしたネットワークを広く共有をしていくということが重要だというふうに考えておりますし、郡上かるたの外へ向けての発信も、こうした文脈の中で生かしていくことができればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) どうもありがとうございます。関係人口の創出ということで、郡上藩江戸蔵屋敷という事業、あるいは郡上カンパニー、それもそうだと思いますが、そういったことでやられてみえるということでもあります。

先ほど私言いました構想のようなものは、恐らく部、課をまたぐというふうなことになると思いますので、また、連携をとりながら、できれば進めていただきたい。

例えば、ふるさと寄附のパッケージにしてというようなことも考えられないことはないと思いますので、よろしく願いいたします。

また、先ほどの郡上かるたですが、11月1日に郡上八幡町屋敷越前屋ということで、11月1日に竣工されました。そこにも水野先生が郡上おどりにかかわることで、題材にした作品が展示されているということでございますので、市民の皆さんもぜひ見に行かれたらよろしいかとは思っています。

それで、最後にこの郡上かるたの歴史、伝統文化の地域内循環、私は地域内循環というふうにしてタイトルを申し上げましたが、これは歴史、伝統文化の地域内循環であります。こういった郡上かるたを活用した7つの地域がございますので、その地域間の歴史、伝統文化の地域内循環を推進するということは、各地域の宝の再考、再び考える機会と、また磨きをかけること、これは観光立市郡上というのは光を見る、光を示す、郡上の宝物というふうな意味もございますので、まさにこの郡上かるたというのはそれに該当するのではないかと思います。

郡上市民が郡上のよさを知ることは、これはまずは重要ではありますが、えてしてこの郡上ファンとか、住みたい田舎ランキングの上位にあるというのは、対外的に見て魅力を感じるんですが、私たち地元の方がどれだけ価値に気づいてみえるかというのは少々疑問であるところがあります。これは本当に例えるなら灯台もと暗的にはなっていないかというふうなことも感じます。

こういった地域内の循環ということで、これは歴史、伝統文化の地域内循環、これをやることによって、少しでも、前回、経済の地域内循環ということも申し上げましたが、経済の地域内循環にもこれはちょっとつながることではないかと思えます。

そこでまた一つ提案というか、郡上市では、先ほどかるたを紹介させていただきましたが、郡上市ではこのようなマンホールカードとか良良ちゃんのカードがあります。郡上かるたというのは、なかなか持ち運ぶことはちょっとできないんです。そこで、これかるたをちょっと額に入れてみたんですが、これをちょっと大きく、かるたをちょっと額に入れてみたんですが、この額を大きくしたものがこれになります。これは、郡上かるたカードというものがあれば、さらに本当に皆さんが浸透できるんじゃないかと思えます。

先ほど、チャレンジカードという、チャレンジラリーということがありましたが、これは市内の44カ所を回らないと認定されないということでありますが、このように、また日置敏明市長にちょっと登場はしていただいているんですが、こういったカードだと、本当に身近で、例えば日置であれば、3カ所だけめぐれば、このカードが振興事務所等で申請すれば、行ったあかしとしていただけるというふうになれば、非常に身近に感じられ、記念に残るんじゃないかなと思えます。ぜひ郡上かるたカードというものも制作されれば、より市民の皆さんが身近に感じられ、地域の中をまた循環されるんじゃないかというふうに思えます。

日置敏明市長のみならず、青木修副市長も一応準備をしまいりましたので、もう一つ、熊田一泰教育長も、こういった自分の名前と苗字、名前がこういう感じになるということだけでも、非常に意味、うれしいんでないかなというふうに思っております。ぜひこの郡上かるたカードもちょっと制作していただきながら、振興に努めていただければというふうに思っております。

以上、いろいろとお話は申し上げましたが、先日というか、昨日です。郡上市文化芸能講演会というのに行ってまいりました。雅楽の秘められた可能性、伝統文化のすばらしさということで、東儀秀樹氏より講演をいただきました。非常にいい話で、たくさんの方が会場にお越しになられました。ぜひ私はここを、雅楽というところも本当に推奨してもらいたいんですが、雅楽のところを郡上かるたに変えていただいて、郡上かるたの秘められた可能性、講師には日置敏明市長、ホールは多分満員になると思えますが、本当に郡上かるたというものは、私は本当に秘められた可能性、潜在能力は非常にあると思えます。

このふるさとに学ぶという副読本も、僕は非常に価値のあるもので、何度も繰り返して紹介をさせていただきますが、本当に市民の方がこういうものに触れられて、本当に郡上のよさを知っていただきたいというふうに思っております。

以上、いろいろ申し述べましたが、市長さんに、総括並びに所見というものを伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（兼山悌孝君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、非常に森藤議員には郡上かるたをめぐって、いろんな御指摘やら御提案をいただいたことをありがたく存じております。

お話にも出てまいりましたが、一昨日の第8回目になったんでしょうか。郡上かるた大会、本当にたくさん子どもさんたち、また、中学生や一般の方も御参加になって、かるた大会が開かれたことを本当に、ここまで皆さんが親しんでくれているのかなと思いました。

そして、これをやはり郡上のみんなの共通の財産、文化として、これからも育てていければいいなというふうに思った次第でございます。

いろんな課題があったり、まだまだ十分にフルに活用をしていない面があろうかと思しますので、そうした点について、やはり十分検討したいというふうに思います。

私は、おとといのかるた大会の開会式の挨拶にも申し上げましたが、子どもさんたちが、この郡上かるたというものを通して、郡上にはこんな自然や歴史や文化、あるいはいろいろ郷土のために尽くされた人物、かわりのある人物、そうした人たちがいるんだと、非常に豊かな自然や歴史や文化を持った郷土なんだということを、誇りを持って小さいときから、いわば頭の中に刷り込んでいただければというふうに思っているところです。

年齢にしたがって、まず、例えば小さなお子さんは、「い」と言ったら「石徹白大杉一三〇〇年」というような形で、ぱっと読み札が出てくるところにすごい入り口があると思いますけれども、そうした読み札が反射的に出てくるようになった子どもさんの頭には、いろんな郡上のことが引き出しとしてたくさんできてくるのではないかと思います。それをそのままにしておかないで、長ずるにしたがって、いろんなことを勉強して、さらに深く突っ込んで、そのことに親しんでもらい、また、勉強もしてもらい、考えてもらいたいというふうに思っているわけでありまして。

そのようなことで、これが一つの郡上市の育った子どもたちが大きくなっても外へ例えば出ても、郡上ってどういうところやって聞かれたときには、すぐかるたの読み札、あるいはすばらしい絵がイメージとして浮かんできて、例えばこういうとこだというふうに説明もできると思いますし、そういうことで大きな力になっていってくればいいなというふうに思っております。

そしてまた、これはきのうもおとといも、たくさんのお親御さんもついてきておられましたけれども、ぜひ子どもさんだけでなく、かるたを通して、家庭でのかるたに親しんでいただく、あるいは学校でもいろいろと郡上学等の教材につかっていただく、そしてまた、地域社会においても、例えば公民館活動なんかにおいても触れていただくと、あるいは社会福祉施設とか、そういった形で、いろんな面で使っていただければありがたいなというふうに思っております。

かつて、これをこの郡上かるた大会を、大会じゃなくて、郡上かるたをつくっていただいたらどうでしょうかということを提唱したときに、本当にたくさんの皆さんが読み札を応募していただい

て、そしてそれを44枚にまとめていただくためには、当時の青木教育長さん初め、教育委員会の職員の皆さん、そしてまた協力してくださった学校の先生等々、大変な御苦勞をいただいて、しかも非常にいい読み札のかるたをつくっていただいたというふうに思っていますし、先ほども話がございましたように、本当にそれに親しみやすい絵を描いていただいた水野政雄先生にも感謝をしております。

こうした郡上かるたが本当にまだまだ確かにいろんな使い方があろうかと思えます。先ほど御提唱があったように、例えば、自分の名前のマイネーム郡上かるたというような形でカードを集めていただくというのも一つの方法だと思います。

そうしたものを、また、どういうふうにしてカードというものを配布するかということについては、ちょっと一工夫も、いろいろ二工夫も要るかとは思います。

郡上市においては、マンホールカードであったり、歴町カードとあって、歴史まちづくりの関係でもそうしたカードをつくっておりますけども、そんな活用の仕方も今後考えながら、要は、これが郡上市の市民にとって誇りと愛着と連帯の一つの核になるように育っていければというふうに強く願っております。

(2番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) どうもありがとうございました。郡上かるたというのは、インバウンドでも本当に一つのキラコンテツになり得るというふうなことであります。

時間が参りましたが、ふるさとに学ぶ、本当、この発刊に当たってということで、市長さんが最後のほうにちょっとつぶられている言葉を、本当は紹介をしたかったんでありますが、時間の都合で、割愛をさせていただきますが、ぜひ購入していただいて、ここを読んでいただければ思いが伝わるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

本当に丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。それでは、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩とします。再開は1時ちょうどを予定します。

(午前11時50分)

○議長(兼山悌孝君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎発言の訂正

○議長（兼山悌孝君）　ここで、日置市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長　日置敏明君。

○市長（日置敏明君）　済みません、一つだけ。先ほどの森藤議員への郡上かるたに関する答弁の中で、読み札の「石徹白大杉一八〇〇年」と申し上げるべきところを石徹白大杉といったところまで、この杉にかかわる泰澄伝説の話が、ちょっと話が頭をよぎりまして、白山開山1300年とちょっと混線をいたしまして、「一三〇〇年でしたけど」と言ってしまいました。

せっかくこの間の大会でも正確に「石徹白大杉一八〇〇年」と覚えてくださった小中学生の皆さんにも混乱をさせて申しわけないと思いますので、「石徹白大杉一八〇〇年」と明確に訂正といいますか、申し上げさせていただきたいと思います。これからはよく勉強いたします。ありがとうございます。以後気をつけるようにします。

◇ 田代はつ江君

○議長（兼山悌孝君）　それでは、8番　田代はつ江君の質問を許可いたします。

8番　田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君）　それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本年の最終ということで、また欲深く4点を用意いたしましたけれども、できるところまでで結構ですので、どうか丁寧に御答弁のほうをお願いしたいと思います。

最初に、ご当地スポーツを観光資源にということで質問をいたしたいと思います。

日本代表が史上初のベスト8進出を果たすなど、国内を大いに湧かせたラグビーワールドカップに続き、来年には東京五輪、パラリンピックが日本を舞台に開催されます。スポーツへの関心が高まる中、新たな観光資源としてスポーツを捉えるスポーツ・ツーリズムの視点から、地域活性化につなげようとする動きがあります。

地域発ご当地スポーツの取り組みが紹介された記事を見ましたので、少し紹介をさせていただきます。

「スピード感を意識して枕投げまくれ」、千葉県木更津市の体育館で行われた全日本まくら投げ大会の千葉県予選、発祥の地は静岡県伊東市で、2013年から毎年伊東温泉を舞台に全国大会が開催されています。修学旅行でおなじみの枕投げに正式なルールを導入し競技化されたものです。

ルールの詳細は、時間の関係上省略いたしますが、体格差を問わず誰でも楽しめる点がおもしろいと、ことし2月に開かれた全国大会には、北海道から鹿児島まで全74チーム、総勢564人が参加。伊東市の担当者は、大会を通じて伊東温泉の知名度が高まっている。今度は、国際大会の開催も視野に入れてPR活動に力を入れたいと語って見えます。

前置きが少し長くなりますが、もう一つだけ紹介させていただきたいと思います。

雪を地域資源として生かした取り組みで注目を集めているスポーツがあります。北海道壮瞥町では、毎年2月に昭和新山国際雪合戦が開催されています。

詳細なルールは、ここでも時間の関係上省略いたしますが、当時道内70チームの参加で始まった大会だったそうですが、インターネットの普及でスポーツ合戦の注目度が高まり、今では東北や関東などから約130チーム、約1,300人が参加するまでに発展したということです。いつかオリンピックの正式種目にするのが目標。実際に国内だけでなく、中国やカナダ、フィンランドといった海外からの参加するチームも目立つなど、国境を超えた広がりを見せているそうです。

ここでお聞きをいたしたいと思います。郡上市において、ご当地スポーツを新たな観光資源として考えられたことは、過去にあるでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

教育次長 佃良之君。

○教育次長（佃 良之君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

今議員おっしゃいましたご当地スポーツですが、その定義としましては、地域の伝統としての競技スポーツ、それからもう一つ、競技性の高くないご当地ゆるスポーツといわれる観光要素の強いイベント的なものがあると考えております。

このご当地ゆるスポーツですけれども、議員が御紹介されました枕投げや雪合戦といった誰でも楽しめるものであり、勝ったらうれしい、負けても楽しいなど、プレーヤーも観客も楽しめて、そして笑えるなどのさまざまな側面があると思います。ご当地グルメですとか、ご当地キャラと同様に、ご当地スポーツとして全国に今ほどおっしゃいましたような発信されている例があります。

市では、現時点では、そういった内容のものは考案しておりませんが、過去にそういうものに近いものが行われたこともあったようですけれども、今後機会があれば、市民の皆様にご支持されるものを築いていければと考えております。

例えば、あくまで考えられる一例ですが、川での魚つかみですとか、踊りとスポーツを組み合わせたような郡上らしい企画もできるのでは、考えられるのではないかと考えております。

一方、郡上市では、これまで伝統や特色あるものとして、スキー、相撲、剣道、バレーボールなどの競技スポーツをご当地スポーツに位置づけて育成強化し、これらに関連する世界大会や全国大会、例えばワールドカップのスノーボード競技ですとか、国民体育大会相撲競技、インターハイのクロスカントリー競技などですけれども、こういう大会を誘致して競技力の向上、それから地域活性化を図ってきました。

先ほど議員もおっしゃいましたように、ことしは、ラグビーワールドカップ2019で盛り上がったことや、来年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されることで、ますますスポーツへの関

心が高まっております、今後はスポーツを通じた地域活性化のよい機会と考えております。

このような中で、2020東京オリンピックホストタウンの交流としまして、ことし6月にコロンビア共和国とマダガスカル共和国の女子ラグビーの合同合宿が郡上で行われましたけれども、その期間中に実施されました両国選手と市内の学校との交流をきっかけに、子どもたちがラグビーに非常に興味を持つようになってきてまして、多くの小学校でラグビーが普及してきております。そして市も指導などに出かけて支援をしております。

あわせて、市内の地域スポーツクラブでは、中高生からの要望もありまして、ご当地女子ラグビーをことし8月に結成しまして、現在中学生を中心として15名のメンバーが活動しております。この取り組みは県内では初めてであって、話題性もありまして新聞各社や郡上ケーブルテレビなどで紹介され、市内外に発信されております。近いうちにテレビ局の取材もあるように聞いております。

また、ことし11月には、岐阜県ほか7県から、ラグビーの国体女子セブンズが、美並のまん真ん中広場に集いまして交流試合を行いました。今後は、女子ラグビーの普及、競技人口の拡大がさらに期待できるものと考えております。

以上のことから、現在市が推進しているスポーツ・ツーリズムにおいては、大会や合宿誘致など、ラグビーをその基幹となるスポーツの一つとして捉えております。

御質問にございますご当地スポーツの新たな観光資源としての考えについては、このスポーツ・ツーリズムの観点からも、国体やオリンピックの正式種目である女子ラグビーを、まずは郡上市のご当地スポーツの一つとして捉えて、新たな観光資源として地域活性化につなげていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 女子ラグビーのことは、新聞等で私も拝見をいたしました。先ほど午前中、2番議員が郡上かるたのことをおっしゃいました。一昨日、行われたかるた大会にも585人と本当に大勢の方の参加があり、ますます年々参加者がふえているというお話もありましたけれども、私はそのことも思いながら郡上かるたの名所旧跡など、史跡などを走るリレーマラソンというの、カルチャレマラソンとか何とかという名前をつけていただいて、主な史跡とかそういうところをリレーで走っていくような、そういうのも地域の資源と、そして観光を掛け合わせたそういう取り組みにもなるんじゃないかということを思いました。

いずれにしても、高速道路も整備され、ほぼ日本の真ん中に位置する郡上市ですので、地域資源や環境とスポーツを掛け合わせた取り組みに国も後押しをすると新聞で読みましたので、高校生、中学生の意見も今後取り入れながら、ぜひともこういうことにも取り組んでいただきたいと思います。

いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

おくやみ窓口、利用者に安心感をということで質問をさせていただきます。

まず、身内が亡くなりますと、遺族は死亡届を役所に提出します。その後、国民健康保険、また国民年金など多くの手続が必要となってきます。最近、おくやみ窓口を開設した静岡市では、この手続のために今までは最大19課——課を19回回るとのことなんですけれども、も回らなければならなかったそうです。

最初にお聞きしたいと思います。郡上市では、身内が亡くなった後、遺族は各種手続をどのように行わなくてはならないのでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） まずは、お悔やみ関係の各種手続関係のことについて、お答えさせていただきます。

郡上市におきます現在の手続方法でございますけれども、一応死亡届が提出された際に、死亡後に係る手続についてというまず用紙に、届け出書類でありますとか、御持参いただくものを一覧表にしてお渡ししております。

市民課といたしましては、遺族の方が死亡後の手続に来られた場合に備えまして、どこの課で手続が必要なのかを記載した死亡に係る手続処理簿というものを作成しております、遺族の方が来られた際に手続の順番について説明をさせていただいております。

最初に市民課で受付を行い、手続に必要なことを説明させていただいてから、下でいいますと、1階でいいますと、隣の保険年金課のほうへ案内をさせていただきます。その後、順に職員が引き継ぎを行いながら手続を済まさせていただきます。

市民課では、一般的な手続内容といたしましてですけど、市民課では印鑑登録証と介護保険被保険者証の返還をしていただきますし、保険年金課では葬祭費の請求書、それから医療給付費の受領や保険料過誤納の申し立て誓約書、そして年金の未支給請求書等そういったものがございます。また、社会福祉課では身体障がい者手帳の返還、高齢福祉課では緊急通報システムの撤去依頼書、それから税務課では相続人代表者指定届、それから水道総務課では上水道変更等に関する申請書の記入、こういったものがございます。これら全部該当しますと6課にわたりますが、少ない方ですと一応2課で済むような場合もございます。そんな感じでございます。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 最大で6課で、少なくともは2課で済むというふうで、静岡の19課と比べるとぐっと手続が少ないと思うんですけれども、最近やっぱり市民の方からのお聞きした声の中でも、

若い人たちと一緒に住んでみえる方はいいんですけども、高齢者2人だけが住んでみえて、そしてどちらかが亡くなった場合など、高齢者の方が市役所に行っているような手続をするのに本当に大変な思いをしたというお話も聞きました。

今までにその市民から、どこに手続に行けばいいのかわからないとか、また時間がかかってしまうとか、そういう声が、困った声が寄せられたことはなかったでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） そちらのほうでございますけれども、例えばでございますけど、国民健康保険とか後期高齢者医療の異動届、それから国民年金被保険者の関係届、それに介護保険資格の喪失届、こういったものにつきましては一応複写式にしておりますので、1枚の紙に書いていただくと全てその手続が済むように、今現在はそういうことにしております。

それから、あと例えばですけど、振興事務所なんかにおかれましては、これはあらかじめ各届出書の用紙を調べて準備して、1カ所で全ての届け出ができるように、ある意味窓口のワンストップ化というのは、振興事務所ではそういった形になっています。これは庁舎の構造上そういうふうになっているということになりますけれども。

それからあと最初に、今御説明させていただいた死亡後に係る手続についてというそういった案内があるためかもしれませんが、迷われた方はほとんどございませぬし、手続にかかる時間でございませぬが、関係する、先の御回答の中にあつた6課ないし2課ということになるわけでございますけれども、そういったことで違ひますが、6課にわたる場合は、おおむね1時間程度で現在済んでおりますし、今のところでございませぬけれども、時間がかかり過ぎるといったような苦情は聞いておりませぬ。

また、足の不自由な御不自由な方が、水道の変更届などを必要とする場合でございますけれども、2階の事務所へ行っていただくことはちょっと難しいと思ひますので、その場合は、1階の事務所へ職員が来て手続をさせていただきますので、そういったことからほとんどないと、今のところですけど、ということでございます。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） そうしましたら郡上市は大変進んでいると思ひまして、今から例に出そうと思ひていたところが、おおむねそのようになっていると思ひますけれども、とりあえず読ませていただきます。

おくやみコーナーを設置しているある市では、リレー方式で、A課での手続が終わると、A課の職員が次のB課まで同行し担当者を引き合わせる、A課が忙しい場合はB課から迎えにくると、利用者にとって安心感がある仕組みになっているそうです。

市は、窓口開設にあわせ、名前や住所などを必要書類に一括入力できるシステムも導入し、今まで2時間かかっていた手続が約50分で済むようになったそうです。疲れた人への配慮がある窓口で、とてもよい、とても助かりましたなど評価の声が寄せられているそうです。

遺族への負担軽減のため、窓口のワンストップ化、一元化した取り組みが必要と思われます。今後市の取り組み改善点があれば教えてくださいということですが、改善点はほとんどなくて、このようにされているとそういうふうを受けとめますけれども、いずれにしても市役所というところは、日ごろ行きなれている人には、大変いろんなことがこうスムーズにできるんですけども、余り縁がなくて市役所へ行く用事のない人というのは、あそこの玄関を入っても、もうどっちへ行ったらいいんか、どこに行ったらいいんか知らんと思って、私もそうなんですけれども、戸惑う人が多いと思います。

まして、身内を亡くされた方とか、そういう疲れた心の人にとっては、そういう配慮が大変必要だと思いますので、今後もこういうことが、もしこういう声があったようなときのために、その親切な対応をお願いしたいと思いますので、この改善点については、改善点がありませんと捉えたいと思いますので、これでこの質問を終わりたいと思います。

それでは、3点目の環境施策についてお聞きしたいと思います。

この環境についても、今議会でも5番議員、また16番議員が環境汚染についていろいろな側面から質問をされております。私も少し違った視点ですが、この環境施策について質問をしたいと思います。

近年の記録的な豪雨、超大型台風の日本への上陸は、各地に未曾有の災害の爪跡を残しております。脆弱な地盤とかいろいろ問題はありますが、以前から叫ばれていた地球温暖化がどんどん進んでいることも大きな要因であると思います。

ここで、温室効果ガス排出削減等の新たな国際的枠組みとなるパリ協定の発動を踏まえ、地方公共団体にも実行計画が求められています。郡上市の取り組みについてお聞きをしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） それでは、お答えをします。

地球温暖化対策の推進に関する法律で、地方公共団体に施策が義務づけられている実行計画につきましては、平成11年の法律施行を受け、平成18年3月に第1次郡上市地球温暖化防止実行計画を策定し、現在は平成27年度から令和元年度の第2次・第3次計画として、5年間で二酸化炭素排出量3.1%の削減の目標を設定して、目標達成への取り組みを進めております。

具体的な取り組みとしましては、電気、燃料等の使用量の削減と資源の有効利用が主なものとなっております。市役所における節電、省エネ対策、クールビズやウオーームビズ、LED化や高効率機器への転換等、市役所単位で行うもの、また市民、事業者を含め全体で取り組まなければならない

いが効果が見込めない焼却ごみへの削減の取り組みのPRを行い、郡上市全体で温暖化防止への行動を起こすことで温室効果ガスの削減に取り組んでいますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 世界の温暖化ガスの排出量は、1番が中国です。そして2番がアメリカ、そして3番が欧州連合、4番がインド、5番がロシア、6番が日本の順で多く、このたびの米国のパリ協定からの離脱は、世界的な取り組みに打撃となり、さらに米国に続いて離脱する国が出るおそれもあると言われております。

これテレビで見てちょうどいいあれだったんですけれども、過日、スペインのマドリードで行われた会議の中で、日本は記録的な異常気象が最も深刻であるにもかかわらず、温暖化対策に一番消極的であるというのが日本ということで、全く不名誉な賞であるんですけれども、今回、化石賞というのが贈られて、環境大臣の小泉さんも、これが不名誉な賞であるということで苦笑いをされたような感じだったんですけれども、そういう賞が日本に贈られました。

郡上市として、市民にできる温室効果ガス排出削減をどのように今PRをしておみえになるか、していくか、または今までもしてみえるか、また今後もさらにPRをしていかれるかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長(兼山悌孝君) 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長(馬場好美君) それでは、お答えをいたします。

市民の皆様や事業者それぞれにできる温室効果ガスの排出削減対策といたしましては、今行っております4R運動の推進による可燃ごみの減量及び省エネとして高効率機器の導入や、生活での無駄を省くことによるエネルギーの消費量の削減と、省エネとしまして太陽光発電や太陽熱温水器などの再生エネルギーの導入を進める方法が有効であることから、広報郡上、郡上市のホームページ、郡上ケーブルテレビ及び職員による出前講座等によりまして、市民の皆様に周知・啓蒙させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 今おっしゃいました出前講座等は、市民の団体のほうから要請があった場合にその講座を開かれるということで、そういうふうに捉えていいんですか。はい。

排出削減に対してのPR活動は、そのようにしていろいろ策を練ってみえるということで、何とかしてこれを削減していかなければ、本当に大変な地球になってしまうということは思うんですけれども、それとともに、また温暖化が進むと感染症や食料減少に伴う栄養不良が拡大して、子どもの健康にも深刻な影響が生じるとの報告が発表されました。

化学燃料の燃焼に伴う大気汚染も大きな脅威となるということで、PM2.5の影響で大気汚染がひどくなり、呼吸器などの被害、またぜんそくの悪化、心疾患などの増加も大変出てくるということで、子どもたちにとって健康が本当に心配をされる影響があります。

そういうことを踏まえて、こういうことに対しては、この子どもの健康ということに関しては、市としては、どのように認識をされているか、お聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 環境水道部長 馬場好美君。

○環境水道部長（馬場好美君） それでは、お答えをします。

近年、地球規模での異常気象が問題となっております。世界気象機構（WMO）は、2007年前半に世界各地で記録的な異常気象が起きていると報告しています。主な原因とされる地球温暖化については、世界的な問題としてG8サミットでも取り上げられており、国連や国際社会で協議が続けられ、対策が講じられています。

日本においては、近年100年で1度ほどの気温上昇が確認されているようです。地球温暖化の影響による小麦、大豆、米の原料及び価格上昇による最も強く影響を受けるのは乳幼児で、食べ物が入手しづらくなり栄養不良が拡大する。また、気温上昇や降雨量の増加等で不衛生な水が媒介する病気の蔓延による被害を受けると強調されております。

ユニセフの通信誌においても、同様の内容で異常気象の影響を受ける子どもたちの問題が紹介されております。日本国内や郡上市において今すぐに懸念の状況があらわれる生活環境ではありませんが、発展途上国といわれる国々においては目の前の問題となっております。

地域が存在しているものと認識しまして、郡上市における地球温暖化防止対策を確実に行動に移し、地球規模での問題の解決に向け施策を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） この環境問題については地球規模の問題ですので、郡上市がこういうふうにしてやって、それで削減していくとかそういうものではないとは思いますが、それでもまず足元から手をこまねいてはやっぱり何も進まないと思いますので、自分たちの足元からできること、そういうことをどんどんPRしていただいて、そして温暖化の防止に努めていっていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

最後に、子ども食堂の推進にということで質問をさせていただきます。

全国各地で子ども食堂が広がりを見せています。いろいろな理由により家族そろって夕食がとれない子どもたちが、1カ月に一度でもいいから、1カ所に集まってにぎやかな食事ができたら、どんなにか心が温まるひとときが過ごせるのではないのでしょうか。子ども食堂のあり方について、市

は今までに検討をされたことがあるかどうかということを最初にお聞きしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） それでは、お答えをいたします。

子ども食堂とは、地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格で子どもたちに食事を提供する場ですが、単に子どもたちの食事の提供の場としてだけではなく、人が多く集まる場所、いわゆる地域住民のコミュニケーションの場としての機能も期待されています。

市における子ども食堂の検討という御質問ですが、平成24年の国民生活基礎調査で、子どもの貧困率が公表されております。子どもの貧困対策として子ども食堂の活動が大きく取り上げられました。

岐阜県においても、平成29年4月に岐阜県子ども食堂運営支援事業が創設されまして、子ども食堂の運営に係る経費の補助が行われるようになりました。

市の貧困率は、把握ができておりません。平成28年度の調査による国の子どもの貧困率は13.9%で、7人に1人と言われております。平成31年の岐阜県の調査では7.2%、14人に1人という結果が出ています。

また、平成28年度の市の教育委員会による小中学生の食事の調査では、朝食を毎日とっている割合は、小学生で97.5%、中学生では95.0%でありました。また、毎日朝食を一人で食べているという子ども、いわゆる孤食ですが、孤食については、小学生は9.1%、中学生では33.3%という結果が出ています。

この状況から子ども食堂については、貧困対策とともにコミュニティーの場としての意義を感じるものであります。しかし、郡上市は広大な市域を有するため、その事業実施場所をどこにするか、そこまで子どもたちがどう通えるのかなどの課題もあり、市としての設置には至っておりません。

地域住民の方のコミュニケーションの場ということを考えますと、現在市の社会福祉協議会の各地区社協では、子どもから高齢者までの地域住民なら誰でも参加できる喫茶型サロンの取り組みもありまして、高齢者だけではなく子どもの見守り支援にもつながっているのではないかと考えております。今後、住民主体で子ども食堂に取り組みされる団体などあれば支援をしていきたいと考えております。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 今、部長がおっしゃいました郡上市は広大な場所であり、どこでこれを開いたら皆さんが集まってこられるのかとか、そういうことも私もこれをこの質問を書きながらそのことも本当に思って、やっぱりこう広いところというのは、こういうことって無理なのかなということも思いました。だけでも、いろいろ考えておりますと、そのうちにいろんな知恵は出てくるも

ので、皆さんでこれは考えていきたいことだと思いますけれども、学校の空き教室などを利用して1カ月に1回ぐらいでも、こういうことが開催できたらいいなとそんなことを思うんですけれども、そういうことに関してはどうでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 市内の小学校等につきましては単式学級でありまして、もともと1学年1クラスといったところが多く、また児童生徒の数が減少した学校では、普通教室を習熟度別指導といったところで、学習室、多目的教室として利用していることから、学校の空き教室はほとんどない状況であります。

現在、放課後児童クラブで学校施設を利用させていただいているところもあります。その場合、開設日や開設時間、管理方法、個別の個々の条件を提示しまして、各施設の管理者と協議の上、利用について承認を得た経過もございます。

なお、子ども食堂に関する開設については、特に調理した食事を提供する場合には、事前に保健所に相談をし、まず行うこととしましては、調理施設の衛生管理や調理担当者の健康管理、また原材料の安全確保や下準備を含めた調理場の衛生管理が必要となります。県内の子ども食堂の実施場所を見ますと、福祉施設や民間施設が多く、学校施設の利用が難しい要因になっていることではないかと思っております。

（8番議員挙手）

○議長（兼山悌孝君） 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） もともと子ども食堂というのをやりたいなとか、そういうのは行政からのあれでなくて、市民の発意というか、そういうボランティアの皆さんの温かい心でこういうのは出てくるものだと、そういうふうに思っておりますけれども、今おっしゃったように衛生面とかいろんなことを思いますと、なかなかこれは、じゃあ1カ月に一度ここでやりましょうといっても、いろんな手続とかそういうことを考えると、なかなかそれに開設までにこぎつけることは大変なことだとは思いますが、今現在全国の何カ所かでもこの子ども食堂が広がりを見せているということから、そういうこともよく勉強をしながら、郡上市でもいずれこういうことが開設できるようになるといいと思います。

そういうときには、地域を巻き込んだ支援が必要だと思いますけれども、担い手としてのボランティアの育成等にも、それこそ、そういうことには市が関与していただいてやっていただきたいと思うんですけど、そのことと、あと兵庫県の西宮市の市民祭りで、食品ロス削減と家庭で余ったものの無償提供を呼びかけるブースが好評を博したと新聞で読みました。

これも食品ロスのことについては、2番議員が前回一般質問でやられたと思うんですけれども、これも今大変な食品ロスについては問題となっております。ここでは、このブースでは買い過ぎて

しまった食品や未使用の備蓄品、また贈答品など家族で余っている、家庭で余っている食べ物を捨てないで持ち帰って、そして子ども食堂や福祉施設などに寄附するフードドライブの回収ボックスを設置されたそうです。

市民みんなのできるこんな催しも私はすばらしいと思いましたので、郡上市でもそういうフードドライブと、皆さんが、もう賞味期限が切れる前のものですので、これはこのまま置いていても自分の家では消化しないとか、そういうものがいっぱいあると思うんですけれども、それを少し前にそういうところの回収ボックスに入れていただいて、そしてこれは子ども食堂が開設された暁の話にはなると思いますけれども、そういうところでも利用したりとか、そういうことで皆さんが思いを託せることができたなら、私は本当にすばらしいなと思うんですけれども、このことについてもう時間ありませんので、一言お願いしたいと思います。

○議長（兼山悌孝君） 健康福祉部長 和田美江子君。

○健康福祉部長（和田美江子君） 子ども食堂の運営については、議員おっしゃられたように、市民の力、ボランティアの力というところが大変重要なところだと思います。

子ども食堂は、NPO法人とか社会福祉法人が事業主体となっていて行われる場合が多いわけなんです。市の中でも社会福祉協議会がボランティア活動の推進支援を行っておりまして、そういった中で子どもに関わるボランティア団体は21団体ございます。その活動は読み聞かせとか、おもちゃ図書館等のような子育て支援の活動が多くあります。

また、子育て支援センター、児童館の関係ですが——児童館に併設している子育て支援センターのほうですが、子育て支援ボランティアの登録といったところが75名おみえになります。そういったところでいろんな子どもの見守りとか、あと読み聞かせ、運動遊び、楽器演奏などいろんな活動内容を行っておるところでございます。子どもたちが家族以外で地域の大人や高齢者とかかわり合う機会があることは、大変大事なことだと思っております。

それと、あと議員がおっしゃられたフードドライブといったところの御説明を少しいたします。フードドライブというのは、家庭で余っている食べ物を学校や職場に持ち寄りまして、それらをまとめて福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動とされています。

市におけるフードドライブの取り組みについてですが、市の社会福祉協議会は、県の社会福祉協議会、食料支援推進キャンペーンに協力するために、家庭で使用されず眠っている食品を集めて、食料支援活動団体や市内で困っている方などに提供する取り組みを計画しています。

提供していただきたいものとしては、未開封でかつ賞味期限が1カ月程度ある常温可能な食品、具体的には玄米、缶詰、レトルト食品、調味料、飲料といったものになっています。この12月10日、あすですが、美並・明宝地域、和良地域で、また12月12日、水曜日には、八幡・大和・白鳥・高鷲地域にて受け入れを行っております。広報郡上12月号とか、あと社協のホームページに募集

記事を掲載し、広く市民に協力依頼をする予定でございます。

また、いただいた食料品は、生活困窮者など市内で必要とされている方に提供するほか、食料支援を実施しておりますNPOセカンドハーベスト名古屋へ送り、活用していただくこととしております。

市では、これからもこのような取り組みに対して、社会福祉協議会や関係機関と連携、協力をしていきたいというふうに考えております。

(8番議員挙手)

○議長(兼山悌孝君) 田代はつ江君。

○8番(田代はつ江君) 詳細にありがとうございました。私は、そういうことが郡上市で行われていることが、ちょっと認識不足で余り知りませんでしたけれども、恐らく知ってみえない人もまだあると思いますので、これは大いにPRをしていただいて、そして本当に困っている人たちに、そういう温かい心が届けられるような郡上市になるといいということを思いましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(兼山悌孝君) 以上で、田代はつ江君の質問を終わります。

◎議案第76号から議案第97号までについて(委員会付託)

○議長(兼山悌孝君) 日程3、議案第76号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程15、議案第97号 市道路線の認定についてまでの13議案を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、議案第76号から議案第97号までの質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

議案第76号から議案第97号までの13議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま、所管の常任委員会に審査を付託しました13議案については、会議規則第44条第1項の規定により、12月18日午後5時までに審査を終了するように期限をつけることとしたいと思います。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第97号までの13議案につきましては、12月18日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 1時45分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 古 川 文 雄

郡上市議会議員 清 水 正 照